

1 設計, 設備について考慮する事項

1.1 原子炉等の監視

< 1～4号機 >

- 1～3号機の原子炉圧力容器内・格納容器内及び1～4号機の使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料等の冷却温度, 未臨界状態など主要パラメータ及び運転状況を原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器 (Ⅱ.2.9 参照), 使用済燃料プール設備 (Ⅱ.2.3 参照), 使用済燃料共用プール設備 (Ⅱ.2.12 参照), 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 (Ⅱ.2.13 参照) により監視を行う。監視箇所は監視室・制御室 (Ⅱ.2.14 参照) などとする。特に, 異常時の状態を把握し, 対策を講じるために必要なパラメータ及び運転状況については記録を実施する。
- 緊急時に必要な対応手順を整備する。

< 5・6号機 >

- 現在は, 原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し, 全使用済燃料が使用済燃料プールに貯蔵されており, 今後使用済燃料プールから原子炉に燃料を移動することはない。従って, 使用済燃料プールの温度, 水位を維持制御・監視する計測制御系統設備 (Ⅱ.2.34 参照) を健全な状態に維持・管理する。